

## 産業廃棄物の種類

### 【業種に関係なく該当するもの(①～⑫)】

種類	具体例
①燃えがら	焼却炉の残灰、炉清掃排出物、石炭がら、灰かす、その他焼却残さ
②汚泥	工場排水などの処理後に残る泥状のもの、各種製造業の製造過程で出る泥状のもの
③廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄用油、切削油、溶剤、タールピッチなど
④廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類などすべての酸性廃液
⑤廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液、自動車用不凍液などすべてのアルカリ性廃液
⑥廃プラスチック	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず(廃タイヤを含む)など固形状・液状のすべての合成高分子系化合物
⑦ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず
⑧金属くず	鉄くず、非鉄金属くず(銅・アルミ・ステンレス など)、研磨くず、切削くずなど
⑨ガラスくず コンクリートくず 陶磁器くず	ガラス類(板ガラスなど)、製品の製造過程などで生ずるコンクリートくず、石膏ボードくず、インターロッキングくず、セメントくず、モルタルくず、スレートくず、陶磁器くず、レンガくずなど
⑩鉱さい	鋳物廃砂、電気炉等溶解炉かす、ボタ、不良鉱石、粉炭かすなど
⑪がれき類	工作物の新築・改築・除去に伴って生じたコンクリート破片・アスファルト破片・その他これに類する不要物
⑫ダスト類(ばいじん)	ばい煙発生施設・焼却施設などの集じん施設で集められたもの

### 【特定の業種や事業活動に限定されるもの(⑬～⑳)】

種類	具体例
⑬紙くず	建設業(工作物の新築・改築・除去に伴って生じたもの)、パルプ・紙・紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業
⑭木くず	建設業(範囲は紙くずと同じ)、家具製造業を含む木材・木製品製造業、パルプ製造業、輸入木材の卸売業・物品賃貸業(木材片・おがくず・バーク類など)、貨物流通のために使用した木製パレット(全業種)など
⑮繊維くず	建設業(範囲は紙くずと同じ)、衣服・その他の繊維製品製造業を除く繊維工業(木綿くず・羊毛くずなど)
⑯動植物性残さ	食料品・医薬品・香料製造業(あめかす・のりかす・醸造かす・発酵かす・魚や獣のあらなど)
⑰動物系固形不要物	と畜場、食鳥処理場
⑱家畜のふん尿	畜産農業
⑲家畜の死体	畜産農業
⑳政令第13号廃棄物	上記①から⑱までの産業廃棄物を処分するために処理したもの(有害物質を含む汚泥をコンクリート固化したもの、有害物質を含む焼却灰を溶融、固化したもの)など